

委員会の構成

名 称		氏 名 (◎は委員長、○は副委員長)				
常 任 委 員 会	総務委員	◎内田 勝康 片山いく子	○岩谷 一弘 会田 幸一	秋山 文和 五十嵐みどり	栄 康次郎 (欠員1)	蛭間 靖造
	厚生福祉委員	◎阿部 喜一 川鍋 秀雄	○滝澤 英明 山崎 進	村松 君子 鳴島 武	阿部真理子 栗原 信司	福田 晃子
	建設委員	◎武 幹也 野口 浩昭	○鈴木 保 小島 文男	鬼丸 裕史 大山 利夫	卯月 武彦 (欠員1)	河井 美久
	教育環境委員	◎富樫 清年 山口 保	○松本 浩一 石川 勝也	白土 幸仁 中川 朗	竹ノ内正元 (欠員1)	小久保博史
議会運営委員会委員		◎会田 幸一 鈴木 保	○竹ノ内正元 武 幹也	秋山 文和 富樫 清年	白土 幸仁 小島 文男	川鍋 秀雄
公有財産有効活用検討 特別委員会委員		◎山口 保 松本 浩一 中川 朗	○石川 勝也 山崎 進	卯月 武彦 内田 勝康	白土 幸仁 竹ノ内正元	蛭間 靖造 五十嵐みどり
図書室運営委員会委員 (議会だより編集委員会委員)		◎村松 君子 石川 勝也	○鬼丸 裕史 阿部 喜一	岩谷 一弘 栗原 信司	滝澤 英明 大山 利夫	片山いく子

議会選出各種議会議員・委員会等委員

名 称	氏 名				
埼玉葛斎場組合議会議員	秋山 文和 石川 勝也	会田 幸一	鈴木 保	五十嵐みどり	山口 保
埼玉県都市競艇組合 議 会 議 員	山崎 進				
栗橋町外五箇市町 水防事務組合議会議員	竹ノ内正元	小島 文男			
江戸川水防事務組合 議 会 議 員	鈴木 保	野口 浩昭	中川 朗		
監 査 委 員	栄 康次郎				
市立病院運営 委 員 会 委 員	滝澤 英明 内田 勝康	蛭間 靖造 五十嵐みどり	片山いく子 小島 文男	松本 浩一	川鍋 秀雄
農 業 委 員 会 委 員	松本 浩一	富樫 清年	野口 浩昭	小島 文男	
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	岩谷 一弘	白土 幸仁	福田 晃子	武 幹也	阿部 喜一
民生委員推薦会委員	山口 保	阿部 喜一			
都市計画審議会委員	鬼丸 裕史 大山 利夫	滝澤 英明	卯月 武彦	鈴木 保	内田 勝康

※6月定例会における変更の有無にかかわらず掲載しました

一般質問

市民の声を市政に

一般質問に28人が登壇

(文責は、各質問者)

本会議の傍聴を希望される方は、市役所本庁舎3階の傍聴者受付で、住所及び氏名をご記入の上、傍聴券を受け取り、傍聴席に入場して下さい。傍聴席は56席(車いす傍聴席2席含む)です。

本会議は、通常午前10時から開催されます。

なお、一般質問発言通告一覧表は、市役所本庁舎総合案内・議会中継テレビの横、庄和総合支所議会議中継テレビの前、各公民館に置いてあります。また、市議会のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

石川良三市長の 今後の市政運営について



会田 幸一 議員

石川市長は、市長に就任して以来、持ち前の行動力で積極的に市民の皆さんとの対話に努め、強力なリーダーシップをもって、的確かつ迅速に要望実現のため多くの事業に取り組み、高い成果を挙げてきました。市長のこのような取り組みに、市民の皆さんも高く評価しているところであります。当市が県東部地域の中心となる都市として持続的に発展し、市民の皆さんが住んでよかった、今後も住み続けたいと思える市の実現のためには、バイタリティーにあふれた行動力と強力なリーダーシップを兼ね備えた石川市長に、引き続き市政を担っていただきたいと考えています。次期市長選に出馬する意思をお持ちなのかどうか伺います。

○市長

市長に就任して以来、市民の皆様方の声に耳を傾け、市政に反映させること、市政へ

の参加をすすめること、市政に経営感覚を導入することを念頭に市政を運営してきました。これまで多くの事業に取り組み、一定の成果を挙げたものの自負もありますが、ほとんどの事業が着手したばかりです。これらの事業を私の責任において完成させ、市民の皆様方の負託に応えることが私に与えられた使命であると確信しています。改めて市長という職務の重大さを痛感しています。心新たな決意と覚悟をもって、再度市政運営を担うべく、市長選に出馬したいと考えています。

保育行政について



川鍋 秀雄 議員

先日、4年ぶりに待機児童数が増加したと新聞に大きく報じられていました。

4月1日現在の県内保育所の待機児童数は、1509人で、前年を293人上回り、4年ぶりに増加に転じました。県内の保育所入所申込者数も、前年より2680人増え

ています。これらの急増の原因には、子育て世代の就労希望者の増加、マンションなどの新規住宅建設による保育所需要の増加が挙げられますが、最近では経済情勢の悪化により、今まで専業主婦だった人たちが、パートに出ないと家計が成り立たないことを理由に、保育所への入所を希望されています。当市も例外ではありません。

このような状況の中で、当市では、庄和総合支所内の児童センターや第9保育所の開所予定など、市政全般において着実に事業の推進がなされているところと見えます。

そこで、市内の待機児童数の現状について伺います。

○福祉健康部長

4月1日現在の待機児童数は、平成20年度が37人、21年度が54人となっており、17人増えています。待機児童数については、第9保育所の開所等が予定されていますので、今後、待機児童の解消は進むものと期待しています。

このほか

○環境対策について
○県道松伏春日部関宿線の整備について

行政への市民参加の 推進について



白土 幸仁 議員

多様化する住民ニーズの中
では行政サービスには限界が
あり、今後、住民との協働に
よるまちづくりの、さらなる
進展が必要不可欠と考えます。

また、行政としては、市民
の皆さんが自らの知恵を生か
し、主体的に活動しやすい環
境づくりが重要と考えます。

本市では、平成20年10月に
市民参加推進条例が施行され、
市民参加の仕組みを確立して
きました。また、(仮称)東
部地域振興ふれあい拠点施設
の基本構想では、市民活動施
設、市民交流施設が整備され
る予定となっております。

このように、市民参加の推
進に関するハード面、ソフト
面の両面において急速に充実
しつつありますが、市民と行
政の支え合いの、さらなる新
しい仕組みが必要と考えます。
そこで、市民からの提案を
募集し、市民との協働、また
は市民活動団体に事業を委託

する、市民提案型事業委託制
度の導入を提案しますが、市
の考えを伺います。

○市民部長

まずは市民の皆様が市民活
動に対する理解を深めていた
だき、さまざまな公益的事業
を実施できる市民活動団体の
組織づくり、育成、支援が大
切であると考えています。

市民提案型事業委託制度の
導入については、課題の抽出
等を行った上で、先進市の事
業実績や提案の状況等を参考
にして取り組んでまいります。

このほか

○地方主権の推進について

内牧側溝堆積物 処分地について



小島 文男 議員

この処分地は、側溝堆積物
の埋め立て処分のために使用
していましたが、既にその目
的を達してから10年以上が経
過しています。この間、用地
が使われていないのにもかか
わらず、賃貸借契約を結び、
市は毎年、4百数十万円の賃
借料を支払っています。これ

は、春日部市の負の遺産と言
えます。

この問題については、昨年
の9月議会でも一般質問を行
い、何か対策を考えなさいと
提言しました。その後、市で
検討を行った結果、市が用地
を取得することは決定したが、
具体的な利用計画は確定して
いないということです。

10年以上もほったらかして
おいて、とりあえず市が購入
するが、利用方法はこれから
考えるのは駄目なのです。市
民の皆さんの大切な税金です
から、無駄なお金を投じず、
きちんとした対応を早急にす
るべきです。

そこで、今後の土地利用に
ついて、市の見解を伺います。

○総合政策部長

当面の土地利用方針として
は、公園もしくは広場として
活用できればと考えています。
また、多くの方々に親しん
でいただけるような、自然環
境を残した土地利用が図られ
ばと考えています。

○市長

今後、この土地の活用につ
いては、市全体の施策の中で
最も適切な利用計画を策定し、
早急に取りまとめ次第、必要
な手続きをまいります。

春日部エミナースの 存続について



蛭間 靖造 議員

平成17年度の年金・健康保
険福祉施設整理機構法の成立
により、すべての年金・健康
保険福祉施設を、5年間で譲
渡・廃止する国の方針が示さ
れました。この方針によれば、
来年の秋にはすべての年金福
祉施設が譲渡・廃止されるこ
とになります。そのため、地
域の人たちに愛され、親しま
れてきた春日部エミナースも
廃止、または民間企業に譲渡
されるのか大変気掛かりなこ
ろです。

そこで、この法律に基づき
設立された年金・健康保険福
祉施設整理機構の年金福祉福
祉施設の譲渡に対する考え方、及
びエミナースの譲渡に対する
考え方と、譲渡のスケジュール
ルについて伺います。

○総合政策部長
年金財政等への損失の最小
化を図ることを基本に、①5
年間ですべての出資施設を譲
渡する②原則一般競争入札に

より市場価格で譲渡する③公
共性及び地域の雇用に配慮す
る、以上3つの譲渡に対する
考え方を、この機構は示して
います。エミナースの譲渡に
対しても、これらの考え方に
沿って譲渡を行いたいとして
います。譲渡のスケジュール
については、6月下旬から入
札等の手続きが行われるよう
で、仮に応札により落札者が
決まった際には、契約・引渡
しの手続きを10月下旬ごろに
行いたいと聞いています。

このほか

○内牧公園に定期バスを運行
することについて



春日部エミナース

自然環境を大切にした 内牧公園の事業内容について



石川 勝也
議員

内牧公園は昭和55年1月に都市計画決定がなされ、昭和61年1月に県から事業認可が下りました。当初は計画面積10・4 haで整備をしてきましたが、平成11年3月に計画面積を11・4 haに拡張して事業を進めてきました。この公園は自然に触れる機会が少なくなりつつある市民が、身近に自然を感じ、心身ともにリフレッシュすることができ、地域の人たちとコミュニケーションが図れる場として整備されてきました。

内牧公園の整備事業を進めることにより、施設の安全性や機能性の向上を図るため、計画面積の拡張や施設計画に変更が生じたと聞いています。変更された内容について伺います。

○建設部長

内牧公園の整備の変更内容は、公園利用者の増加により多目的総合公園としての機能



内牧公園

性を、より向上させるため、自然林を多く残すことにより幅広い年齢層が楽しめるエリアとして、北側はアスレチック広場を設置し、施設の充実を図ることにより、市民の皆さんが健康の増進を図れるエリアとしました。また、公園南側の拡張に伴い、内牧黒沼緑道などを利用して公園に來られる市民の皆さんの利便性を図ってきたところです。

このほか

○高齢者社会の対策と健康福祉計画の中から
○農業経営と食料の安定供給を図るために

ペット(犬)のふんの 後始末について



鈴木 保
議員

最近ではペットブームで、特に犬を飼っている家庭が多く見受けられ、朝夕、愛犬と散歩しているのを見かけます。時々、心ない人が道路沿いの空き地や花壇等に、犬のふんの始末をしないで捨ててしまっている人がいます。

このほか

○16号国道沿い商業施設(インセンスモール)について
○市発注の入札について

江戸川堤防上の遊歩道には、ポイ捨て禁止の看板は見かけますが、看板が小さいのか、無視している人が結構おり、遊歩道の端に捨てて行ってしまう人が多数います。

そこで、ふんの後始末の周知徹底について伺います。また、ふんの放置を規制する条例の制定について伺います。

○環境経済部長

犬の散歩時におけるふんの放置の根本的な原因は、他人の迷惑を考えない飼い主の自己中心的な低いモラルにあると認識しています。市では対策として、広報への啓発記事の掲載、犬の飼い方冊子等の

配布を行って適正な処理を呼び掛けています。また、放置に悩まされている市民に対し、ふんの放置防止の啓発看板の無料配布等を行っています。今後も、犬の飼い主一人一人の意識改革とマナー、モラルの向上を図る啓発活動に、粘り強く取り組んでまいります。

なお、条例については、先進地の事例や条例の効果性等について、調査研究を行ってまいります。

このほか

○16号国道沿い商業施設(インセンスモール)について
○市発注の入札について

このほか

国からの通知が今年度になつてから届いていることもあり、具体的な対応は、これからという状況です。

省エネ法の改正等に 伴う対応について



中川 朗
議員

現在、地球規模の温暖化を防止するため、世界各国で取り組みが始まっています。

こうした中、国では地球温暖化対策の一層の推進のため、業務、家庭部門における省エネルギー対策の強化を目的に、省エネ法が改正され、平成22年4月から施行されることに

なりました。そこで、省エネ法の改正に伴う、市の準備状況を伺います。

また、法改正に伴い、エネルギー消費量を年平均1%以上低減することが求められます。温暖化の進展は、将来の私たちの生活に多大な影響を及ぼすものであり、率先して取り組みを進めていくことが市民生活を守ることになるのです。そこで、エネルギー消費量を低減するため、どのような取り組みを推進していくのか伺います。

このほか

○粕壁三丁目A街区について
○国民健康保険における第三者行為の取り扱いについて

このほか

エネルギー消費量を年平均1%以上低減するための取り組みは、今年度内に策定予定の温室効果ガス削減の実行計画の中に、改正省エネ法の対応を盛り込むことが、全庁的な進行管理の上で効果的であると考えています。なお、取り組み内容は、国のマニュアル等を参考に検討します。

○粕壁三丁目A街区について
○国民健康保険における第三者行為の取り扱いについて

○粕壁三丁目A街区について
○国民健康保険における第三者行為の取り扱いについて

このほか

○粕壁三丁目A街区について
○国民健康保険における第三者行為の取り扱いについて

このほか

○粕壁三丁目A街区について
○国民健康保険における第三者行為の取り扱いについて

このほか

○粕壁三丁目A街区について
○国民健康保険における第三者行為の取り扱いについて